

令和6年度静岡県産日本酒知名度向上事業業務委託仕様書

1 業務概要

本事業は、静岡県産日本酒の知名度向上と販路開拓を目的として、静岡県（以下「甲」という。）が行う以下の事業の運営等を、受託者（以下「乙」という。）に委託する。

2 実施期間

契約日～令和7年3月21日

（ただし、飲食店等でのフェアについては、令和7年2月28日まで）

3 委託限度額

2,300,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

4 業務内容

（1）飲食店等でのフェア

首都圏での飲食店やホテル等において、インバウンドを含む一般消費者（日本酒に馴染みのない若年層、静岡県産日本酒の初心者等）を対象とした、試飲やトークセッション等による静岡県産日本酒（GI静岡）のPRイベントを開催する。当イベントをきっかけに静岡県産日本酒のファンを獲得し、消費拡大につなげるよう創意工夫を凝らした内容とする。

①実施時期・回数

令和7年2月のうち1日（富士山の日に近い2月19日～23日頃）

②実施場所

首都圏の飲食店、ホテル等（「まんぷく静岡in東京」掲載のお店など、県産日本酒や県産品を使用した料理の提供が可能な場所とする）

③対象者

インバウンドを含む一般消費者（日本酒に馴染みのない若年層、静岡県産日本酒の初心者等、20歳以上の者）20名程度

④実施内容

- ・ペアリング試飲
- ・トークセッション、セミナー等

⑤限度額

700千円

⑥注意事項

- ・参加者の交通費、宿泊費、飲食費（試飲除く）、販促品提供費等個人への給付経費に該当するものは対象外とする。また、試飲に係る酒や料理代は10万円以内とする。

- ・令和7年2月28日までに業務を完了すること。
- ・首都圏スーパーマーケットでの静岡県産品の販売フェアと連携し、効果的なイベントとすること（具体的な催事情報は受託者決定後に甲が提供し、甲と催事者との調整の上、実施すること）。
- ・トークセッションやセミナーの講師は目的を達成できる効果的な人物を積極的に提案、選定すること。
- ・参加者の募集方法は問わないが、ターゲットに周知しやすい方法を考慮すること。
- ・参加者にアンケートを実施し、意見や感想等を取りまとめの上、事業終了後に提出すること。
- ・参加者にはSNS等での情報発信を依頼するなど、波及効果を得られるものとする。
- ・試飲の銘柄は、G I 静岡認定酒の多様な銘柄とし、県産日本酒（G I 静岡）の特長や魅力が伝わるものとする。
- ・ペアリング試飲で提供する料理は静岡県産食材を使用したものとし、試飲する酒とのペアリングについては、関係者と調整の上、決定すること。
- ・対象者に外国人を含むことから、外国語表記等の対応を行うこと。

（2）酒蔵等を巡るモニターツアー

インバウンドや国内外への発信力のある関係者を対象に、静岡県内の酒蔵等の見学や酒造り関係者との交流ができるモニターツアーを実施し、参加者のSNSやツアーのダイジェスト動画を通じて静岡県産日本酒（G I 静岡）の特長や魅力を広く発信する。

①実施時期・回数

令和7年2月～3月中旬の間で1回開催

②実施場所

静岡県内

③対象者

インバウンドやインバウンド関係者、インフルエンサーなど国内外への発信力のある関係者で20歳以上の者 10～20名程度

- ・飲食店・ホテルのシェフやソムリエ、コンシェルジュ
- ・駐日外国公館、外国人観光案内所
- ・メディア、観光関連業者、インフルエンサー 等

④実施内容

ア 酒蔵等を巡るモニターツアーの実施（バスツアー）

- ・県内酒蔵1～2か所及び酒造り関連スポット（水や米などに関する施設、静岡酵母に関する施設（沼津工業技術支援センター））等の見学・体験

- ・ 飲食店等でのペアリング試飲
- ・ 酒造り関係者や技術者との交流
- イ 国内外への情報発信
 - ・ 参加者によるSNS等での発信
 - ・ ツアーのダイジェスト動画の作成、WebやSNS等での発信
(動画データはDVD等に保存し納品すること)

⑤ 限度額

1,600千円

⑥ 注意事項

- ・ 参加者の交通費や宿泊費は対象外とする。
- ・ 参加者は上記に例示として掲げた関係者を想定するが、目的を達成できる効果的な対象者を積極的に提案、選定すること。
- ・ 参加者に対して、静岡県産日本酒（GI静岡）の歴史や文化、地域との関わりなどのストーリーまで含めた理解を促し、参加者が具体的に魅力を紹介できるようなツアー内容とすること。
- ・ 参加者にアンケートを実施し、意見や感想等を取りまとめの上、事業終了後に提出すること。
- ・ 参加者にはSNSやWeb等での発信、メディアへの記事掲載、体験発表会等による県産日本酒の魅力発信を条件とするなど、確実に波及効果が得られるようにすること。
- ・ 見学する酒蔵や施設との調整は甲と協議の上、適切に行うこと。
- ・ 試飲の銘柄は、GI静岡認定酒とし、見学する酒蔵や施設等との関連性を考慮し、関係者と調整の上、決定すること。
- ・ ペアリング試飲で提供する料理は静岡県産食材を使用したものとし、試飲する酒とのペアリングについては、関係者と調整の上、決定すること。
- ・ 対象者に外国人を含むことから、外国語表記等の対応を行うこと。

5 その他事項

(1) 乙の義務

乙は、本業務の遂行に当たり、意図及び目的を十分に理解した上、関連法令及び本仕様書を厳守するとともに、適正な人員を配置し、正確かつ効率的に行うこと。

(2) 業務指示

業務の実施内容は、企画提案書の内容に基づき、甲乙の協議により決定する。必要に応じて随時打合せを行うなど、甲との緊密な連携のもと、迅速かつ効果的な遂行を心がけること。乙は、本業務の内容に疑義が生じた場合は、速やかに甲と協議し、原則として甲の指示に従うこと。

(3) 進捗状況報告

乙は、本業務の進行状況について、定期的に甲に報告すること。

(4) 機密の保持

乙は、本業務中に知り得た内容について、第三者に漏らしてはならない。

(5) 各種権利に関すること

乙は、本業務を行うに当たり、第三者との間に著作権、肖像権等の各種権利に関する紛争が生じないように、乙が責任を持って調整すること。

納入物に関する著作権は、甲に帰属するものとする。

(6) 個人情報の保護

乙は本業務を履行する上で取り扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律を遵守すること。